

議案第74号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定する について

1 制度目的

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険料において、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料を減額する。

2 制度概要

(1) 減額対象

出産する被保険者の産前産後の所得割・均等割保険料
 (妊娠85日以上の分娩で死産、流産及び早産も含む)

(2) 減額期間

単胎妊娠：出産予定月の前月から出産予定月の翌々月まで(4か月)

多胎妊娠：出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月まで(6か月)

(3) 財源 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【令和6年度以降の対象期間と減額イメージ】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月 出産 予定月	11月	12月	1月	2月	3月
単胎妊娠			届出				対象期間					
多胎妊娠							対象期間					

届出以降の納期において均等に保険料を減額

3 施行日等について

施行日は令和6年1月1日

※ ただし、施行日前の出産であっても、4か月間または6か月間の減額期間が施行日以後に含まれる場合は減額対象となる。

(令和5年11月出産の方は1か月分、12月出産の方は2か月分、令和6年1月出産の方は3か月分が減額対象となる。)

4 被保険者への周知について

- (1) 制度案内文書配布(妊娠届時、8か月妊婦面談案内時、出生届時)
- (2) 宇治市ホームページ
- (3) 市政だより